

尼崎市情報公開・個人情報保護

審査委員会答申

(答申第 1 号)

平成 1 7 年 1 2 月 2 2 日

答 申 第 1 号
平成17年12月22日

尼崎市消防長
橋 本 雅 生 様

尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会
会 長 村 上 武 則

保有個人情報の部分開示決定処分に対する異議申立てに係る
諮問について（答申）

平成16年8月11日付け尼消総第691号の2による下記の諮問について、別紙のとおり答申いたします。

記

平成16年3月29日付け尼消総第4052号の2による自己情報部分開示決定処分に対する異議申立てに係る諮問

答 申

第1 本審査委員会の結論

尼崎市消防長が平成16年3月29日付け尼消総第4052号の2で行った部分開示決定処分（以下「本件部分開示決定処分」という。）について、不開示とした部分のうち、尼崎市個人情報保護条例第14条第3号及び第4号に該当し、また、それぞれのただし書きに該当しないと判断した部分を除き、開示すべきである。

第2 異議申立ての趣旨及び理由等

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成16年3月18日付けで尼崎市公文書の公開及び個人情報の保護に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第21条第2項の規定により行った「火災原因損害調査報告書 平成 年 月 日 尼崎市 町 丁目 - (株)で起こった火災（（長男・子供）が死亡した火災）」の自己情報開示請求に対し、尼崎市消防長（以下「実施機関」という。）が、「火災原因損害調査報告書 平成 年 月 日 尼崎市 町 丁目 - (株)で起こった火災（（長男）が死亡した火災）」（以下「本件公文書」という。）を特定したうえ、平成16年3月29日に行った本件部分開示決定処分の取消しを求めるものである。具体的には、異議申立てに係る処分のうち火元の業態番号・業態名、火元責任者の住所・氏名・職業・年齢、り災程度、火元のり災前の状況、出火原因の概要を非公開とした部分を取り消し、尼崎市火災調査規程（平成6年12月15日消訓令甲第12号）（以下「火災調査規程」という。）第66条記載の火災調査書を公開するとの決定を求めるものである。

また、下記の異議申立書及び意見書は、異議申立人から委任を受けた異議申立人代理人が提出している。

2 異議申立ての理由

異議申立人代理人が異議申立書において主張している異議申立ての理由は、次のとおりである。

(1)ア 平成16年3月18日、異議申立人は、同 年 月 日に尼崎市 町 丁目 - 株式会社で起こった火災（異議申立人の長男である が死亡した火災）に関する「火災原因損害調査報告書」の公開を請求したが、これに対して、火災調査規程第66条(3)記載の狭義の「火災調査書（第21号様式）」のみについての部分開示決定がなされた（以下「本件決定」という）。

イ しかし、いわゆる火災調査書（火災調査規程第66条）は、1件の火災につき、法に基づき調査した火災原因及び損害調査結果を集約した書類であり、出火原因の認定、火災現場の物的調査、人的な聴取など各々に性質の異なる調査項目ごとに、次にあげる複数の書類から構成されるものである。

(ア) 出火日時・場所、火元、り災程度及び出火原因等当該報告書に係る火災の概要を総括し

て記録したいいわゆる狭義の「火災調査書」(同条(3))

- (イ) り災した動産・不動産について火災によって被った損害を記録した「損害調査書」(同条(4))
- (ウ) 火災の出火原因等について実況見分書、質問調書等の各種資料に基づいて検討及び考察を行い、その最終結論を記録した「火災原因判定書」(同条(5))
- (エ) 消防隊が、火災現場への出動から現場に到着し火災現場全般を見分した状況を記録した「火災状況見分書」(同条(6))
- (オ) 火災の鎮火後、建物や火元、着火物となった物の焼損状況などについて、火災現場に立ち入り、発掘・復元などの調査を行いこれらの状況を記録した「実況見分書」(同条(7))
- (カ) 火災に関係のある者に対し必要事項を質問し、その結果を記録した「質問調書」(同条(8))
- (キ) その他、証拠写真・図面(同条(9))、り災報告書(同条(10))、死傷者調査書(同条(11))、その他原因の判定又は損害額等の決定の根拠となった資料(同条(12))、残火確認チェックリスト(同条(13))、再出火防止依頼書(同条(14))、現場及び周辺監視警戒記録簿(同条(15))

ウ 今回、異議申立人は自己の長男が本件火災によって死亡したことからその起因となった火災の原因や損害結果について知りたいという動機で「火災原因損害調査報告書」の公開を請求したのであり、その趣旨からすれば異議申立人が公開を請求した対象文書は上記のいわゆる広い意味での火災調査書に他ならず、これに対して実施機関がいわゆる狭義の火災調査書についてのみ部分開示決定をしたこと自体、違法といわざるを得ない。

従って、この点で、本件決定は取り消されるべきであり、上記各文書の全部の公開もしくは少なくとも各文書ごとに一部の公開がなされるべきである。

なお、仮に万が一、異議申立人の公開請求の内容が特定性に欠けると判断される場合であっても、その際には異議申立人の公開請求がどの文書を具体的に指しているのか異議申立人に釈明を促すべきであったのであり、情報公開請求に対する対応に問題がなかったとは言いがたい。

- (2) 次に、本件決定において具体的に不開示とされた狭義の火災原因調査書中、火元の業態番号・業態名、火元責任者の住所・氏名・職業・年齢、り災程度、火元のり災前の状況、出火原因の概要の各箇所についてであるが、いずれも改正前の条例第21条第3項第1号(同条例第7条第1号)にいう個人情報には当たらない。

個人情報の非公開は個人のプライバシーを保護する観点からみとめられているものであり、個人に関する情報には、個人の思想、信条、身分、地位、健康状態その他個人に関する情報が含まれているものである。

これに対し、とくに本件火災のり災程度、出火原因の概要などは、客観的に発生した事実の記述であり個人のプライバシーとは無関係のものであるから、これを非公開とする理由はない。

- (3) 仮に、上記部分が個人情報に該当するとしても、人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報については公開がなされるべきである。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号はいわゆる個人情報の非公開を定

めるが、例外として同号口として、「人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」については非公開の情報から除くものとされている。

本件においては、異議申立人の長男が本件火災によって生命を奪われた事実が発生しているものであり、この法律の趣旨がまさに当てはまる場面である。

確かに個人情報を保護することは大切であるが、人の生命等の保護のため情報を公開する利益も同等、いやそれ以上に重要である。従って、たとえ文書の全部開示が個人情報保護の観点から制限されることがあるとしても、その場合も、双方の利益を比較衡量しつつ、開示する部分と開示すべきでない部分があらためて検討されるべきである。

3 異議申立人代理人の実施機関の不開示理由に対する意見

また、異議申立人代理人は下記実施機関の主張に対して、次のような意見も意見書において述べている。

(1) 実施機関は、平成17年5月20日付諮問に係る不開示理由説明書についてと題する書面において、横浜地判平成10年10月28日及び東京高判平成11年11月17日の各判例を引用しつつ、火災原因調査書はすべての火災の原因及び損害並びに関係者の行動等を明らかにし、将来の火災予防施策及び警防対策の決定等に必要な基礎資料等消防行政を推進するためのあらゆる情報を収集することを目的として作成するものであり、公開を目的として作成しているものではなく、本件火災調査書全般に関しても、所有者の経営状況、建物が知的障害者及び身体障害者の作業場であること、入居者個々の生活の状況や宗教に関する状況等個人情報が多数記載されてあることから、改正前の条例第7条第1号に該当するとしている。

(2) (前記2の異議申立ての理由(1)イを記載。)

今回、異議申立人が公開を請求した「火災原因損害調査報告書」は、その中でとくに狭義の「火災調査書」に限定して公開を請求したわけではなく、いわゆる広い意味での火災調査書の公開を請求する趣旨である。

とすれば、各文書中には改正前の条例第7条(1)の「個人情報」に該当する部分と該当しない部分とをマスキングするなどして部分的にでも公開することは可能であるから、再度各文書を個別に吟味の上、公開すべきである。

(3) そもそも、人が自己の思想・意見を形成するためには、情報を自由に得ることができなければならないが、今日、国民にとって必要な情報は、国家機能の増大とともに政府・地方公共団体に集中する傾向が顕著となり、個人は自分で必要な情報を得ることが困難になっている。このような状況下においては、知る権利を保障することが憲法21条の定める表現の自由にとって不可欠というべきであるが、同条は、抽象的な情報公開請求権を認めただにすぎず、法律及び条例において、初めて情報の公開基準やその手続が具体化される。

そして、改正前の条例は、情報公開請求権を定めて憲法21条が保障する国民の情報開示を求める権利を具体化するものであるが、改正前の条例の目的は「この条例は、公文書の公開及び個人情報の保護について必要な事項を定め、公文書の公開並びに自己情報の開示及び訂正を求める権利を明らかにすることにより、市民の市政に対する信頼と理解を深めるとともに、個

人の尊厳に係る基本的人権を擁護し、もって地方自治の本旨に即した市政の推進に寄与すること」(第1条)であり、その解釈にあたっては、「実施機関は、第1条に掲げる市民の権利が十分に保障されるようこの条例を解釈し、及び運用(第3条)しなければならないとされている。

しかるところ、本件火災によって最愛の息子を失った異議申立人が、その原因や経緯を知りたいと思うのは当然の感情であり、他方、本件火災に関する情報は全て実施機関が保有しているから、独占している情報を火災被害を被った市民に開示することも市政の一環というべきである。

したがって、改正前の条例7条1号の定める不開示情報は、その文言に形式的にとられることなく、条例の趣旨・目的に沿って、制限的に解釈されるべきであり、開示することに不都合のない情報は広く開示していくことが要請されている。

とすれば、実施機関が示す「直接個人が識別できない情報も識別情報と組み合わせることにより請求者以外の個人の情報となる」ような「個人情報」を広く解する解釈の仕方は妥当でなく、直接個人を識別できる情報とそれ以外の情報とを区別し一部でも情報を公開すべきである。

(4) また、当該文書中の記載中、仮に個人情報に該当する部分が存するとしても、人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報については公開がなされるべきである。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号はいわゆる個人情報の非公開を定めるが、例外として同号口として、「人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」については非公開の情報から除くものとされており、改正前の条例もその目的として個人の尊厳に係る基本的人権を擁護することを規定していることからすれば、改正前の条例の解釈においてもその様な例外が認められるべきである。

本件各情報は、原告にとって、本件火災の原因を知る唯一の手がかりであり、出火元に損害賠償を請求するか否かを判断するために必要不可欠な証拠である。長男の死亡という本件火災の結果の重大性に鑑みれば、本件はこの法律の趣旨がまさに当てはまる場面であり、本件各情報は、例外的開示事由である本件除外事由の「人の・・・財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に当たるといべきである。

第3 実施機関の主張要旨

実施機関が非公開理由説明書に記載した非公開理由は、次のとおりである。

火災原因損害調査報告書 平成 年 月 日 尼崎市 町 丁目 -

(株)で起こった火災((長男)が死亡した火災)について

標記の件について、自己情報開示請求が火災によって死亡した男性の家族(父)から請求され、火災調査書(第21号様式)の火元責任者、り災程度、火元のり災前の状況、出火原因の概要が請求者以外の個人情報であり、改正前の条例第21条第3項第1号(同条例第7条第1号)に該当するため、自己情報部分開示決定としたものである。

なお、火災調査書(第21号様式)に請求者の長男の記載はなく、請求者以外の個人情報や他の

情報と組み合わせることにより個人が識別可能となる情報について非公開としたものである。

また、火災原因調査は、すべての火災の原因及び損害並びに関係者の行動等を明らかにして、将来の火災予防施策及び警防対策の決定等に必要な基礎資料等消防行政を推進するためのあらゆる情報を収集することを目的として作成するものであり、公開を目的として作成しているものではなく、本件火災調査書全般に関しても、所有者の経営状況、建物が知的障害者及び身体障害者の作業場であること、入居者個々の生活の状況や宗教に関する状況等個人情報が多数記載されてあることから、改正前の条例第7条第1項に該当し、これまでと同様に部分公開と判断したものである。

なお、火災調査書の公開請求に関しては、それが保護されるべき情報であるかどうか、かねてから問題とされてきたが、「公文書一部公開拒否処分取消及び損害賠償事件」(横浜地判平成10年10月28日)では、個人識別情報の領域をかなり広く解して、火災原因等についても個人識別情報とし、類焼被害者が横浜市公文書の公開に関する条例により、火災原因等の公開を請求したのに対し、本件一審は先の理由により、一部非公開とする決定を容認し、また、本件控訴審(東京高判平成11年11月17日)においても一審を支持し、殆ど同旨の判断が示されたものである。

第4 審査委員会の判断

1 判断にあたって審査委員会の基本的な考え方

本件については、第2の1で記載したとおり、異議申立人の請求及び実施機関の決定については平成15年度のことであり、また異議申立書の提出も平成16年5月28日となっており、当時の改正前の条例に基づいたものであった。実施機関の主張する改正前の条例第21条第3項第1号については、当該本人以外の者の個人情報については、同条例第7条第1号の規定により、不開示とすることができると規定されていた。また同条例第2条第3号で「個人情報」とは「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。))であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」と規定されていた。しかし、本市においてはその後条例改正が行われ、平成17年4月1日から尼崎市個人情報保護条例(以下「現行条例」という。)が施行されることとなった。

現行条例第14条では、「実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。(略)(3) 開示請求者以外の個人情報であって、当該個人情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。))又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。ア・・・慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報 イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」と規定されている。この改正により、開示請求者以外の個人情報の不開示の例外規定に「慣行として開示請求者が知ることができ、又

は知ることが予定されている情報」及び「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」が入ったことが認められる。

また、現行条例第2条第2号では「個人情報」とは、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。」と規定されており、個人情報については、個人識別型という点では共通しているが、現行条例では改正前の条例の「識別され得るもの」について明記されたものとなっている。このように異議申立時と現時点において条例が変更されており、それぞれの主張も改正前の条例に基づいているが、本審査委員会においては、保有文書の開示請求の許否についての審査は現行条例に基づき判断されるべきであると解し、判断を行うこととする。実施機関の保有する文書は、現行条例施行前から保有されている文書であっても現行条例の定めるところにより開示が行われることとなっており、さらにそのように解しても請求人に特段の不利益が及ぶこともないこと、また審査委員会の審査は、裁判所による処分取消訴訟等における審理と異なり、処分時の法令に照らしての判断をすべきものではないし、またそのような判断をしても結局のところ請求人による再度の開示請求がなされた場合に現行条例に基づく判断をなさねばならない点に鑑みれば無用な繰返しを避けるべきことから、こうした判断がなされるべきであるからである。

なお、実施機関、異議申立人代理人共「開示」「公開」を入り混ぜて使用しているが、改正前の条例における「公文書公開請求」に係る分が「公開」、同条例における「自己情報開示請求」に係る分及び現行条例に係る分が「開示」と規定されていた、あるいは規定されている。したがって、本審査委員会においては、引用の部分を除き「開示」に統一して記載している。

2 本件公文書の内容について

まず、本件公文書の具体的な内容について見ていくと、実施機関は「火災原因損害調査報告書
平成 年 月 日 尼崎市 町 丁目 - (株)で起こった火災 ((長男)が死亡した火災)」を特定した上で、改正前の条例第7条第1号に基づき部分開示とした。

ところで、火災調査規程第66条では「火災調査書」(火災調査規程第66条に規定する火災調査書であり、以下単に「火災調査書」という。)について、「署長は、調査の結果を次の各号に掲げる書類を記載・・・編冊して・・・消防長に報告しなければならない」と規定し、また各号については次のとおり規定している。「(1) 表紙 (2) 書類目録 (3) 火災調査書(火災調査規程第66条第3号に規定する火災調査書であり、以下「狭義の火災調査書」という。)(4) 損害調査書 (5) 火災原因判定書 (6) 火災状況見分書 (7) 実況見分書 (8) 質問調書(聞き込み書及び供述調書の写しを含む) (9) 証拠写真、図面 (10) 火災報告書 (11) 死傷者調査書 (12) その他原因の判定又は損害額等の決定の根拠となった資料(鑑定、試験の結果書等) (13) 残火確認チェックリスト (14) 再出火防止依頼書 (15) 現場及び周辺監視警戒記録簿(実施したとき写し)」。一方、同規程第19条は「・・・調査員は、前項の見分を行ったときは実況見分

書を作成しなければならない。ただし、別に定める A、B 火災については、実況見分書を省略することができるものとし、この場合にあつては、見分状況は火災原因判定書(A)、火災原因判定書(B)に記載するものとする。」と規定している。さらに本審査委員会において火災調査書を確認したところ、(12) その他原因の判定又は損害額等の決定の根拠となった資料(鑑定、試験の結果書等)については作成されておらず、一方、(1)から(15)以外に「その他参考資料」が作成されている。したがって、両規定及び本審査委員会のインカメラ調査により、本件公文書は結局、(1) 表紙 (2) 書類目録 (3) 狭義の火災調査書 (4) 損害調査書 (5) 火災原因判定書(審査委員会注:(7)実況見分書に代わるもの) (6) 火災状況見分書 (8) 質問調査(聞き込み書及び供述調査書の写しを含む) (9) 証拠写真、図面 (10) 火災報告書 (11) 死傷者調査書 (13) 残火確認チェックリスト (14) 再出火防止依頼書 (15) 現場及び周辺監視警戒記録簿(実施したとき写し) その他参考資料の順に編冊されていることが判明した。

なお、文書名についても、実施機関、異議申立人代理人共、上記書類名称以外の名称を使用しており、用語上若干の混乱が見受けられるが、請求の趣旨としては上記の書類のことであると考えられ、本審査委員会においては、以下引用の部分を除き統一的に書類名を用いる。

3 自己情報開示請求に係る公文書と、実施機関が特定した公文書について

異議申立人は、「火災原因損害調査報告書」の公開を請求したのであり、その趣旨からすれば異議申立人が公開を請求したのは火災調査書に他ならず、これに対して実施機関がいわゆる狭義の火災調査書についてのみ部分開示決定をしたこと自体、違法といわざるを得ない。」と主張している。また、上記のとおり確かに火災調査書の中に狭義の火災調査書が含まれている。そして、異議申立人の請求に対して実施機関は狭義の火災調査書を特定し部分開示を行っているが、非開示理由説明の中では狭義の火災調査書の不開示理由及び火災調査書の不開示理由を説明しているため、当該部分開示決定を行ったことについては、実施機関が火災調査書を改正前の条例に照らして判断を行った結果によるものと考えられる。したがって、当該部分開示自体は違法なものであるとまでは言えない。

一方、火災調査書が自己情報の対象として考えられるかどうかであるが、まず自己情報については、改正前の条例第2条第4号で「公文書・・・に記録されている当該本人に関する個人情報」と規定されており、また現行条例においてそのものの定義はないものの、第12条の開示請求権の項目で「自己を本人とする保有個人情報の開示を請求・・・」と規定され(なお、「保有個人情報」については、現行条例第2条第4項で規定。)基本は同じである。したがってこの項においては特に便宜上、改正前の条例に規定する「自己情報」という文言を使用することとする。さて、ここで本人が本件火災で死亡している状況を考えると、本人が死亡した火災の原因等を調査した火災調査書は、死亡した本人の自己情報(なお、本人が死亡しているため遺族の自己情報)にあたると思われる。そして、実施機関は本件公文書が自己情報にはあたらないという決定や主張は特に行っていないため、ここではそれ以上について特に論じない。しかし、実施機関がその主張の中で「火災原因調査は、すべての火災の原因及び損害並びに関係者の行動等を明らかにして、将来の火災予防施策及び警防対策の決定等に必要な基礎資料等消防行政を推進するためのあらゆる

る情報を収集することを目的として作成するものであり、公開を目的として作成しているものではない」と主張しているが、公開を目的として作成していないから文書を開示、しない、してはならないというわけではない。開示、不開示の判断にあたっては、現行条例の不開示事項に照らして判断しなければならない。

以上により、本審査委員会としては、請求の趣旨及び判断の対象は火災調査書であると考え、それらについて現行条例に基づき判断を行うこととする。

4 現行条例第14条第3号及び第4号該当性の基本的な判断

実施機関は本件公文書全般について、現行条例第14条第3号でいう請求者以外の個人情報に該当すると主張しているが、本件公文書の中には身体障害者の作業場に係る記述も含まれている。条例によれば、「個人情報」とは、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）」とされており、当該情報については個人情報ではなく、同条例第14条第4号に規定する「開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報」（以下、事業情報という）に該当すると認められる。したがって、実施機関が当該情報を個人情報に含めて主張していることは妥当ではなく、本審査委員会では当該情報を事業情報とみた上で、当該情報を開示することにより、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに該当するか、あるいは同条例第14条第4号ただし書きである「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に該当するかどうかの判断も同条例第14条第3号の判断と併せて行うべきものと解する。

まず、本件公文書全般にわたり基本的な判断を行うこととする。現行条例第14条第3号については前述したとおりであり、個人情報については、個人識別型となっている。したがって異議申立人の主張するプライバシー保護との関係で開示、不開示ということにはならない。また、異議申立人の主張する「行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号」については本市の公文書の開示、不開示の根拠となるものではない。しかし、これも前述したとおり現行条例第14条第3号ただし書き（個人情報の不開示の例外規定）に「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」が規定され、上記法律と同様の規定が存在し、判断の基準に加えられることとなった（現行条例第14条第3項ただし書きイ）。そのため現行条例第14条第3号本文に該当する個人情報であったとしても、本件火災で本人が死亡したという状況に鑑み、自己を本人とする保有個人情報開示での観点から、人の生命財産等の保護にかかる情報については当該ただし書きに該当し開示が妥当であるものと判断する。具体的には、実施機関の職員が客観的な事実を記載した情報など、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であっても請求人の生命財産等の保護のため開示が必要であると認められる情報が考えられる。加えて、本件火災当時に本件火災に係る新聞報道もされた模様であり、その新聞記事で判明する情報（新聞ですでに公にされている情報）は現行条例第14条第3号ただし書きアの「・・・慣行として開示請求者が知ることができ・・・情報」に該当し、個人情報保護の観点から保護に値するものと考えられないので、開示が妥当であると判断する。一方現行条例第14条第4号についても、上述のとおり保有個人情報開示での観点から、人の生命財産等

の保護にかかる情報については当該ただし書きに該当し開示が妥当であると判断し、また新聞記事で判明する情報は現行条例第14条第4号ア「開示することにより、・・・当該個人の権利・・・その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当せず開示が妥当であると判断する。

なお、実施機関の職員の氏名等については、現行条例第14条第3号ただし書きア又はウに該当し、同条例第14条第3号に該当しないため開示が妥当であると判断する。

5 現行条例第14条第3号及び第4号該当性の判断

以上の基本的な判断をもとに、まず、実施機関が部分開示を行い、異議申立人も個別に異議を述べている狭義の火災調査書について判断を行い、その後他の公文書についても順次判断を行うこととする。

(1) 火災調査書（審査委員会注：狭義の火災調査書）

異議申立人は火元の業態番号・業態名、火元責任者の住所・氏名・職業・年齢、り災程度、火元のり災前の状況、出火原因の概要の各箇所についてであるが、いずれも改正前の条例第21条第3項第1号（同条例第7条第1号）にいう個人情報には当たらないと主張するが、いずれも開示請求者以外の個人情報に、または個人の当該事業に関する情報にあたるものの、火元責任者の住所・氏名・職業・年齢を除き、客観的な事実を記載した情報、新聞記事すでに公にされている情報が記載されているため、それぞれのただし書きに該当し現行条例第14条第3号あるいは第4号に該当しないため開示すべきである。なお、火元責任者の住所・氏名・職業・年齢については同条第3号に該当し、また、ただし書きにも該当しないため不開示は妥当である。

また、狭義の火災調査書については残余の部分が存在し、そこでは客観的な事実を記載した情報、新聞記事すでに公にされている情報、及び開示請求者以外の個人情報が併せて記載されている。これらの情報のうち、客観的な事実を記載した情報、新聞記事すでに公にされている情報については、個人情報又は個人の当該事業に関する情報にあたるものがあるものの、それぞれのただし書きに該当し現行条例第14条第3号あるいは第4号に該当しないため開示すべきである。また、それらのうち個人情報、または個人の当該事業に関する情報にあたるものは当然同第14条第3号あるいは第4号に該当しないため開示すべきである。なお、その他の開示請求者以外の個人情報については同条同号に該当し、また、ただし書きにも該当しないため不開示は妥当である。

(2) 表紙

実施機関の決裁の表紙であり、特に現行条例第14条第3号に該当する情報は認められないため開示すべきである。

(3) 書類目録

書類目録であり、名称・作成者などが記載されているが、そのうち実施機関の職員以外の氏名については開示請求者以外の個人情報のため現行条例第14条第3号に該当し、また、ただし書きにも該当しないため不開示は妥当である。ただし、それ以外の部分については現行条例第14条第3号に該当しないため開示すべきである。

(4) 損害調査書

火元などの損害額等が記載されているが、そのうち新聞記事ですでに公にされている情報についてはただし書きに該当し現行条例第14条第3号に該当しないため開示すべきである。また、実施機関の職員の情報も同号に該当しないため開示すべきである。なお、その他の部分については開示請求者以外の個人情報にあたるため同条同号に該当し、また、ただし書きにも該当しないため不開示は妥当である。

(5) 火災原因判定書

本件公文書の内容のとおり見分状況をも記載した判定書であるが、そのうち客観的に記載した現場の状況（隣家の状況で外観から分からない部分を除く。）作業所の焼損状況、出火箇所や出火原因（建物内部の配置、作業所以外の建物内部の焼損状況、質問調書の内容に関する部分、経営状況に関する部分を除く。）についてはそれぞれただし書きに該当し、現行条例第14条第3号あるいは第4号に該当しないため開示すべきである。なお、上記除外の部分については開示請求者以外の個人情報に、または個人の当該事業に関する情報であり、公にすることにより当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに該当すると判断し、同条第3号あるいは第4号に該当し、また、それぞれただし書きにも該当しないため不開示は妥当である。

(6) 火災状況見分書

実施機関の職員の出勤途上、現場到着時、防ぎょ中における見分などが記載されているが、これについてはほとんどが客観的な状況の記載であり、その中に個人情報は含まれていない。ただ、一部に個人情報にあたる部分が見受けられるが当該部分は現行条例第14条第3号ただし書きに該当するため開示すべきである。しかし、そのうちの2件については開示請求者以外の個人情報（当該個人の被災状況）が記載されているため、当該記載の部分は条例第14条第3号に該当し、ただし書きにも該当しないため不開示は妥当である。

(7) 質問調書・聞き込み書

実施機関の職員の質問に対する内容が記載されているが、開示請求者以外の個人名や個人の状況、作業所の配置図が記載されているため、当該記載の部分は現行条例第14条第3号及び第4号に該当し、また、いずれのただし書きにも該当しないため不開示は妥当である。ただし、実施機関の職員名や定型的な記述部分については、ただし書きに該当あるいは個人情報にあらず現行条例第14条第3号に該当しないため開示すべきである。

(8) 証拠写真録・現場案内図・焼損建物配置図・出火建物平面図・出火箇所付近図・復元図

外観から分かる写真及び建物説明・現場案内図・焼損建物配置図についてはただし書きに該当あるいは個人情報にあらず現行条例第14条第3号に該当しないため開示すべきである。

なお、内部の写真、説明、図面については、開示請求者以外の個人情報に、または個人の当該事業に関する情報であり、公にすることにより当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに該当すると判断し、同条第3号あるいは第4号に該当し、また、それぞれただし書きにも該当しないため不開示は妥当である。

(9) リ災報告書

開示請求者以外の個人の情報（当該個人のり災状況）が記載されているため、当該記載の部分は現行条例第14条第3号に該当し、また、ただし書きにも該当しないため不開示は妥当である。ただし、り災場所等、新聞記事ですでに公にされている情報についてはただし書きに該当し現行条例第14条第3号に該当しないため開示すべきである。

(10) 死傷者調査書

開示請求者以外の調査書については開示請求者以外の個人情報にあたるため現行条例第14条第3号に該当し、また、ただし書きにも該当しないため不開示は妥当である。しかし、開示請求者に係る死傷者調査書については同号には該当しないため開示すべきである。また開示請求者に係る死傷者調査書のうち、開示請求者以外の情報記載部分については、現行条例第14条第3号に該当すると考えるものの、基本的な考えのところで述べたように開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であっても、生命財産等の保護のため開示が必要であると認められる情報であり現行条例第14条第3号ただし書きイに該当するためこれについても開示すべきである。

(11) 残火確認チェックリスト

開示請求者以外の個人情報（個人名）は現行条例第14条第3号に該当し、また、ただし書きにも該当しないため不開示は妥当である。それ以外の部分については特に個人情報は認められない、あるいは個人情報にあたる部分であっても、ただし書きに該当するため開示すべきである。

(12) 再出火防止依頼書

開示請求者以外の個人情報（個人名）は現行条例第14条第3号に該当し、また、ただし書きにも該当しないため不開示は妥当である。それ以外の部分については特に個人情報は認められないため開示すべきである。

(13) 現場及び周辺監視警戒記録簿

特に個人情報は認められないため開示すべきである。

(14) その他参考資料

開示請求者以外の個人情報（個人住所・個人名・個人印）は現行条例第14条第3号に該当し、また、ただし書きにも該当しないため不開示は妥当である。また、個人住所・個人名・個人印以外にも開示請求者以外の個人情報が記載されているが、これについては現行条例第14条第3号に該当すると考えるものの、(10)の後半部分同様、基本的な考えのところで述べたように開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であっても、生命財産等の保護のため開示が必要であると認められる情報であり現行条例第14条第3号ただし書きイに該当するため開示すべきである。さらに、個人の当該事業に関する情報も含まれて記載されているが、それについても上記観点から現行条例第14条第4号ただし書きに該当し、第4号本文に該当しないため開示すべきである。

6 結論

上記の理由により、「第1 本審査委員会の結論」のとおり答申する。

以 上

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成16年8月11日	・ 諮問書を受理
平成16年8月30日 (不服審査部会)	・ 旧審査委員会不服審査部会にて諮問事項について報告
平成16年11月24日 (全体会議)	・ 旧審査委員会にて諮問事項について報告
平成17年5月30日	・ 審査委員会第2部会に新たに付託
平成17年7月11日	・ 審議
平成17年7月26日	・ 審議
平成17年8月23日	・ 審議
平成17年9月21日	・ 実施機関の不開示理由説明 ・ 審議
平成17年9月29日	・ 異議申立人の意見陳述 ・ 審議
平成17年11月2日	・ 審議
平成17年11月30日	・ 審議
平成17年12月22日	・ 答申

審査委員会第2部会委員名簿(五十音順)

氏 名	現 職	備 考
米丸 恒治	神戸大学大学院教授 (法学研究科)	部会長
石橋 伸子	弁護士 (神戸シティ法律事務所)	
坂本 勝	龍谷大学法学部教授 (政治学科)	